

第3回中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会 及び  
第3回東毛交通圏タクシー特定地域協議会（合同開催）

議 事 概 要

平成28年8月25日（木）

14:00 ～ 16:00

群馬県トラック総合会館2階小会議室

1. 開会及び資料確認

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事より説明）～

定刻となりましたので、只今より、「第3回 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会」及び「第3回 東毛交通圏タクシー準特定地域協議会」を開催いたします。

本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

申し遅れましたが、私は、一般社団法人群馬県タクシー協会の専務理事を務めております、小島でございます。議事に入るまでの進行につきましては、事務局を代表しまして、私が務めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

始めに、本日の協議会につきましては、代理出席を含め、構成員26名中、25名の出席をいただいておりますので、中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第15号及び東毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第15号の規定に基づき、成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本協議会につきましては要綱において「原則として公開とする」とされておりますので、本日も公開とさせて頂いております。ご理解よろしくお願い申し上げます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、『議事次第』でございます。議事次第については、準特定地域における適正と考えられる車両数の一部改正が先日発出されたため、一部変更してあります。

続いて、『出席者名簿』、『配席図』と続き、

<資 料>

資料1 タクシー事業の現状について

資料2 改正特措法施行後の取組み状況について

資料3 運賃の範囲の変更に関する意見書の提出について

資料4 両交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について

参考資料

- ①準特定地域における適正と考えられる車両数について
- ②準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について
- ③公定幅運賃の範囲の指定方法等について
- ④一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について
- ⑤一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
- ⑥現行の公定幅運賃及び自動認可運賃の公示について

をご用意しております。ご確認下さい。不足等ございましたら、お申し出下さい。よろしいでしょうか。

次に本日ご出席いただいております構成員の皆様方をご紹介させていただくところですが、大変申し訳ございませんが、議事進行の関係からお手元にお配りしております『出席者名簿』、『配席図』にかえさせていただきます。

次に、前回もご説明させていただきましたが、「改正特措法」が施行されて群馬運輸支局の行政の方々は当協議会の構成員から外れておりますが、本日はオブザーバーとしてご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

後程、「準特定地域における適正と考えられる車両数」、「タクシー事業の現状」及び「公定幅運賃の範囲の変更等について」ご説明頂きますので、よろしくお願いたします。

それでは早速議事に入らせて頂きます。ここからの議事進行につきましては、大島会長にお願いいたします。

大島会長よろしくお願いたします。

## 2. 議事

～大島会長～

それでは、これより議事に入ります。

本日は、「改正特措法」施行後、準特定地域協議会として3回目の協議会でございます。

昨年5月に開催されました前回の協議会から1年と3ヶ月が経過しておりますので、改正特措法施行後のタクシーの状況や適正化・活性化の取り組み状況について、各委員の皆様方の活発なご意見を頂ければと考えております。

限られた時間ではありますが、議事の円滑な進行にご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、『議事次第』にしたがって進行させていただきます。

議事（1）『タクシー事業の現状について』をオブザーバーとしてご出席頂いております群馬運輸支局よりご説明をお願いします。

### 2.（1）タクシー事業の現状について

～尾林首席運輸企画専門官（群馬運輸支局）～

群馬運輸支局の尾林です。それでは、ご説明させていただきます。

資料1の『タクシー事業の現状について』をご覧ください。

～【資料1】にて説明～

～大島会長～

ありがとうございました。引き続き、議事（2）『タクシー事業の適正化と活性化に係る改正特措法施行後の取組み状況について』を事務局よりご説明をお願いいたします。

なお、議事（2）までの説明が終了した時点で議事（1）（2）について構成員の皆様方からご意見やご質問を頂きたいと思っております。

それでは事務局よりよろしくお願い致します。

2.(2)タクシー事業の活性化に係る改正特措法施行後の取組み状況について

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事より説明）～

それではご説明させていただきます。

資料2の『改正特措法施行後の取組み状況について』をご覧ください。

～【資料2】にて説明～

～群馬県タクシー協会前橋地区 清水会長より補足説明～

～【資料2】にてマイタク(でまんど相乗りタクシー)説明～

～大島会長～

ありがとうございました。

議事（1）の行政の説明、（2）の事務局からの説明に関してご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

～前橋市政策部交通政策課 中畝課長～

ただいま、清水会長様よりご説明がありました通り、平成28年1月より新しい公共交通を開始しております。特に移動困難者の外出機会を少しでも増やす為に、取組みを行っている次第でございます。前橋市の75歳以上の人口が約4万人で、その内の約3分の1の方が登録をされています。主に買い物や通院での利用が多いです。

利用につきましては、移動困難者という事で制限がございます。

また、登録者につきましては開始当初8000人弱でしたが、平成28年7月末現在では

約 14000 人の方が登録をされています。支援額につきましても、増加している状況にあります。利用をされている方の感想を伺いますと、家族への負担が減った等の話を聞いております。

また、中心商店街の方から昔のお得意様がマイタクを利用し、買い物に来てくれた等の話しも出ていて前橋市の経済効果も出るのではないかと期待をしております。

8月の半ばから実態調査を開始し、結果が出ましたら次年度リニューアル出来る様、進めている状況でございます。

～大島会長～

ありがとうございました。メリット・デメリットのお話があったかと思いますが、デメリットとして予算がかなり掛かってしまっているとの事です。

～前橋市政策部交通政策課 中畝課長～

当初予算は事務費等含め、8200万円計上しております。当然、補正予算をかけないといけない状況となっております。ただ、一般財源だけではなく、交通安全基金も利用させて頂いている状況であります。

また、この取組みは地方創生であると思いますので国庫支出金も充当出来ればと考えている次第であります。

～大島会長～

ありがとうございます。また、資料の中に桐生市でもデマンドタクシーの例があったのですがご説明頂ければと思います。

～桐生市総合政策部広域調整室 石原主任～

桐生市黒保根町にデマンドタクシーがございます。運賃は300円で、ワゴン車両1台で運行しております。こちらは、区域デマンドという事で町内のみでの運行となっております。町外へ出る方に関しましてはわたらせ渓谷鉄道を使用して頂いている状況となっております。利用者からは、町外でも運行して欲しいという声が出ておりますので、前橋市で取組みを注目していた所であります。

～大島会長～

ありがとうございました。

特に活性化については引き続き継続していく必要があると考えますので、今、いただいたご意見等も踏まえ、更なる適正化・活性化に取り組んでいくため、今後とも皆様方のご協力をお願い致します。

次に、議事(3)『公定幅運賃の範囲(上限)の変更について』を事務局よりご説明をお

願い致します。

## 2.(3)公定幅運賃の範囲(上限)の変更について

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事より説明）～

資料3をご覧ください。平成28年3月28日に小型車運賃を普通車運賃と同一にするための公定幅運賃の範囲の変更要請書が事業者から関東運輸局宛に提出されました。その後3ヶ月の間に各事業者から要請書の提出があり、運賃区域の群馬県A地区（中・西毛及び東毛交通圏）で車両シェア70%以上の要請となったことから、手続きが開始され、運賃改定の可否の判定を行った結果、運賃改定が必要と判断されました。これに伴い、平成28年8月4日付けで、関東運輸局長から中・西毛交通圏及び東毛交通圏の両協議会長に対しまして、協議会としての意見を提出するよう通知がありました。

次に参考資料の説明をしたいと思いますが、その前に、当協会長の今井より皆様方へこの運賃の変更について説明したいとのことですので、お願いしたいと思います。

～今井事務局長（群馬県タクシー協会会長）～

運賃改定のご説明をする前に、私の個人的な見解を述べさせていただきます。

現在群馬県の中西毛ならびに東毛交通圏の会員所属の車両数は1349両（8月1日現在）で小型車両は131両と全体の9.7%と1割を切っている現状でございます。しかも小型車のほぼ8割近くがハイブリット車で車両価格が高いプリウスが占めております。

タクシー専用車両につきましては、日産がセドリックの生産を打ち切り「NV200 バネッ ト」車両に移行しております。また、トヨタもコンフォートの生産を2018年目処に生産を中止し、2017年に生産が開始する「JPNタクシー」車両に移行する予定であります。このため、新しいタクシー専用車はすべて小型車運賃車種(車長 4.6メートル未満)になることとなります。

現在群馬県全域で小型車と普通車(中型車)の区分がされておりますため、将来的には群馬県は小型車運賃のみの地域になってしまうこととなります。

群馬県の協会と致しましては、この新しいタクシー専用車両が導入されることにより群馬県下の全タクシーが小型車運賃枠になってしまうことに鑑み、2年ほど前から運輸当局と相談しておりましたが、小型車を廃止し、普通車運賃に統一するためには、運賃の改定が必要 という結論に達しました。

私個人としましては、現状の普通車運賃について何ら変更する意向はない考えでございましたが、苦渋の選択で今回運賃改定に踏み切った訳でございます。

なぜ、小型車を廃止すると思われることかと思いますが、

1つに運転者の労働条件、特に賃金の問題でございます。現在タクシー業界の運賃体系は「出来高給」で成り立っております。したがって運賃が下がることにより運転者の賃金が下がることが最大の理由でございます。

2つめは、新しいタクシー専用車両が300万円以上と現在の普通車(コンフォート)の200万円と比べて100万円も高いということです。また先程も述べましたが、小型車の主流であるプリウスも新車で購入すればやはり300万円ほどと高価になっているため、経営上非常に厳しい状況になるということでございます。

以上の理由により、普通車運賃の統一についての運賃改定にご理解を頂き、皆様のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事）～

以上、今井の見解に基づき、私の方から参考資料の説明をさせていただきます。

～参考資料にて説明～

～大島会長～

ありがとうございました。

事務局からの説明に関してご意見やご質問のある方は宜しく願いいたします。

～群馬県消費者団体連絡会 坂本副会長～

このお話しについてですが、消費者団体連絡会でも話題となりました。

その中で、タクシーを利用する様な交通弱者の方から低料金であればもっと利用しやすいという意見がございました。小型車が廃止されると、実質運賃が値上げになってしまう。

東京では、初乗り運賃が半額という様なお話が出ているかと思われまます。

利用者としては、何かしらの利便性やサービスを期待しています。そこをしっかりと頂ければ、運賃改定でも致し方ないのではないかという結論に至りました。

～大島会長～

ありがとうございました。

公定幅運賃の範囲の変更につきましては、事務局からの説明にありましたように、選べる範囲を変更するということであり、最終的に公示され、実施する運賃はその範囲の中で各事業者の判断となりますが、ただ皆様方から頂いたご意見につきましては、事業者の方々も理解されたかと思います。

また、先ほど事務局から加算時間短縮につきましても、現状この短縮運賃を採用している事業者が数社あるとのことですので、皆様方のご理解の上でこの運賃を残すことに同意されたと判断しまして、ご意見ともども、議事録とともに関東運輸局に提出することと致します。

2.(4)両交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について

～大島会長～

次に、議事（４）『両交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について』を事務局よりご説明をお願い致します。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事）～

それではご説明させていただきます。

本改正につきましては、本年８月１日に中・西毛交通圏及び東毛交通圏における需給状況判断、適正車両数の公表があり、これに伴い準特定地域協議会地域計画の見直しが必要となりますので、当該計画の一部改正について事務局より提案させていただきます。

改正内容についてご説明させていただきますので、資料４『両協議会準特定地域協議会地域計画の一部改正について』をご覧ください。

～資料４にて説明～

～大島会長～

ただいま事務局より地域計画の一部改正についてご説明がありましたが、ご意見やご質問がある方はよろしくお願ひします。

それでは地域計画の一部改正の内容について議決をとりたいと思います  
議決方法について事務局よりご説明をお願い致します。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事）～

それではご説明申し上げます。

地域計画の改正の議決については、設置要綱第５条第１０項（３）の規定により議決をとることとなっております。

～大島会長～

ありがとうございました。

それでは地域計画の一部改正について議決をとりたいと思います。

ご異議はございますか。

「異議なし」

ありがとうございました。特段ご異議がございませんでしたので地域計画の一部改正につきましては原案のとおり変更いたします。

それでは、ただいまご承認いただきました地域計画に基づき、各タクシー業界の皆様方は、今後も、更なる適正化・活性化に向けての取り組みを進めていただきます様宜しくお

願ひ致します。

～大島会長～

それでは、これをもって本日予定の議事は終了ですが、その他として何か議事としてありましたら願ひ致します。

無いようであれば、事務局からは何か連絡事項はございますか。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事）～

次回の協議会については、また改めましてご連絡差し上げたいと思いますので、宜しく願ひ致します。

～大島会長～

活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しします。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事）～

大島会長、議事の進行、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、改正法施行後の第3回中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会、東毛交通圏タクシー準特定地域協議会の合同会議を閉会致します。本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂き、また熱心なご議論を頂き、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。今後ともよろしく願ひします。

本日は、誠にありがとうございました。